

Q&A スポーツ、文化交流によるまちづくり/市空き家対策条例の制定について



高岸 博之 議員
HIROYUKI TAKAGISHI

スポーツ、文化交流によるまちづくり

本市には、スポーツ、音楽、文化など、市内の公共施設等を利用し、全国から多くの若者が本市を訪れている。なかには、全国トップクラスの成績を上げている学校が毎年合宿しており、たつの市が聖地としてとらえられている。全国から訪れるスポーツ・文化活動に優秀な学生と、市内の児童・生徒・市民をつなぎ、交流の機会をつくることで、魅力あるまちづくりに発展するのではないかと考え、次の2点を問う。

問 合宿等で訪れた人数はどのくらいなのか。
答 令和4年度は、体育施設、文化施設、志んぐ荘において、延べ8千268人である。
問 合宿等で本市を訪れる学校と地元学校との交流（合同練習

会、演奏会、見学会等）を広げるため、市がマッチングをし、児童生徒や市民との交流の機会を作る窓口の一元化を図れないのか。

答 市（教育委員会）窓口の一元化を図ることは困難である。

市空き家対策条例の制定について

先の第211回通常国会で「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が可決、成立した。地方自治体への空き家対策の対応強化が求められ、本市においても、住むことのできない空き家が増加し、劣化、損傷は予想以上に進み、放置しておけない現実が迫っている。

問 令和2年12月議会でも条例制定の質問を行った。今回の法改正に沿い、地域の実情に合った空き家条例を策定するべきではないのか、改めて問う。
答 本市の実情に合った条例制定に向けて検討を行っていく。

その他の質問事項
● 特定空き家等未改善対策について
● 相続放棄と（民法第94条等）市の対応について

Q&A 今後の教育と人権施策・職員の資質向上について



三木 浩一 議員
KOICHI MIKI

今後の教育方針について

問 今後の学校の統廃合計画はどのようになっているのか。

答 小学校は、基本的に現在の学校を維持することが望ましいと考えているが、複式学級や、今後その可能性がある場合は、学校の在り方の検討を開始する。

問 過大規模校への対応も必要ではないのか。

答 一定年度先に31学級以上となる可能性がある学校と規定しており、分離新設、通学区の見直し、施設の増築等、保護者や地域住民と検討する。

問 大規模校から小規模校への転入条件の緩和はできないのか。

答 小規模特認校制度は、統合を協議する中で、保護者等から要望があれば検討する。

問 老朽化対策の予算は年々増えているが、予算は確保できているのか。

答 老朽化を含め、修繕等に必要予算については、学校園からの要望や担当職員が現場確認を行い、必要なものを予算要求している。緊急時のものは、一定額確保しており、不足するものについては、補正予算を要求して対応している。

職員の採用と資質向上について

問 経験豊かな会計年度任用職員の正規職員任用と様々な資格を持った専門職の採用はどのようになっているのか。

答 正規職員の採用に当たっては、年齢要件を40歳まで拡大し、会計年度任用職員を含め民間企業等の職務経験者等、幅広く優秀な人材の確保に努めている。また、高度な専門知識やノウハウを必要とする業務においては、期限付きで任用している。

問 多様な市民からの相談等に対応するため、職員の資質向上が必要だが、資格取得の体制はとれているのか。

答 職員が資格の試験を受験、更新する場合は、職務専念義務を免除するほか、公費で講習を受講させ、資格取得を支援している。